

治療によって免疫が消失・低下したお子さんへ

# 定期接種の再接種費用を助成します

小児がんの治療などを受けたことで、すでに接種した定期接種の効果が消失・低下する場合があります。花巻市では、そのようなお子さんが定期接種の再接種を受ける場合に接種費用の全部または一部を助成します。

助成を受けるためには、再接種を受ける前と後のどちらも手続きが必要です。再接種を検討している方は、健康づくり課予防推進係（0198-41-3608）にご相談ください。

## 助成対象となる方の条件

- (1) 造血幹細胞移植（骨髄移植）等の医療行為を受けた等の特別の理由により、過去に接種した定期接種の効果が期待できないため、再接種が必要であると医師が認める方
- (2) 再接種を受ける日において、花巻市に住所を有する20歳未満の方

## 助成対象となる予防接種の条件

- (1) 予防接種法でA類疾病（結核及びロタウイルス感染症を除く。）に位置付けられているこどもの定期接種に係る再接種  
(例) 五種混合、四種混合、二種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、水痘、B型肝炎、ヒトパピローマウイルス感染症等
- (2) 治療前に予防接種実施規則に基づいて接種した定期接種に係る再接種
- (3) 使用するワクチンの種類、接種回数、接種間隔及び接種量が予防接種実施規則に基づいて実施する再接種
- (4) 医師が必要と認める再接種
- (5) 令和6年10月1日以降に実施する再接種



## 助成の方法

償還払い（医療機関に全額支払ったあと市へ請求手続きを行い、市は指定口座に助成金を振り込む）

## 助成金の額

助成対象者またはその保護者が再接種費用として医療機関に支払った金額

助成額は、以下の①と②のうち小さい方の金額になります

①医療機関に支払った再接種料金

②花巻市が定める定期接種料金

※ 医師の意見書作成料など、申請に要した費用は除きます。また、助成金の額には上限があります。

（申請手続きの流れは、裏面をご覧ください）



助成金の交付を受けるために、再接種をする前と後のどちらも手続きが必要です。

## 再接種を受ける前の手続き

### 1. 意見書の作成依頼

「再接種に係る医師の意見書（様式第2号）」の作成を主治医に依頼する。

※ 意見書作成に要した費用は、助成の対象外です。

### 2. 健康づくり課に申請

【提出書類】

- ① 「花巻市特別の理由による予防接種の再接種費用助成金交付申請書（様式第1号）」
- ② 「再接種に係る医師の意見書（様式第2号）」
- ③ 母子健康手帳（骨髄移植等の医療行為を受けるまでの定期接種の記録がわかるもの）の写し

### 3. 助成金交付決定通知の受領

市は、申請受付後、内容を審査し、「花巻市特別の理由による予防接種の再接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）」により対象者に通知する。

### 4. 再接種を受ける

3の交付決定通知を受け取ったら再接種を受ける。再接種にかかった費用は、一度全額医療機関に支払う。

## 再接種を受けた後の手続き

### 1. 健康づくり課に報告及び請求

【提出書類】

- ① 「花巻市特別の理由による予防接種の再接種実施報告書兼助成金請求書（様式第6号）」
- ② 母子健康手帳（再接種を受けた日及びワクチン緒種類が確認できるもの）の写し
- ③ 再接種を実施した医療機関が発行した領収書（領収した金額が再接種に係るものであることが確認できるものに限り）
- ④ 通帳（振込先口座番号が確認できるもの）の写し

※ 再接種を受けた日（複数の再接種を受けた場合は、最後に再接種を受けた日）から1か月以内に行ってください。

### 2. 助成金交付額確定通知の受領

市は、書類受付後、内容を審査し、助成金の額を確定し「花巻市特別の理由による予防接種の再接種費用助成金交付額確定通知書（様式第7号）」により対象者に通知する。

### 3. 助成金の受け取り

市は、助成金交付額確定通知の交付後、約1か月程度で指定口座に助成金を振り込む。

## お問い合わせ

花巻市健康福祉部健康づくり課予防推進係  
住 所 花巻市南万丁目970-5  
電 話 0198-41-3608

